

## 耐震診断等の実施に係る建築士事務所の指定基準

「岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱」第9条第2号、及び「岡山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業費補助金交付要綱」第11条の規定に基づき、耐震診断等の実施に係る建築士事務所を知事が指定する基準を次のとおり定める。

平成18年2月1日施行

平成18年4月3日改正

### 記

#### 指定基準

知事が指定する建築士事務所は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 次のいずれかの要件を備える県内の建築士事務所
  - (1) (社)日本建築構造技術者協会(JSCA)が認定登録した建築構造士が所属しているもの。
  - (2) 非木造建築物の耐震診断を業務として行った実務実績があるもの(耐震評価機関の評価を受けた耐震診断の実績に限る。 )。
  - (3) 非木造建築物の構造設計を業務として行った実務実績が10年以上かつ20件以上あるもの(構造計算について外注によらず自ら業務を行ったものに限る。 )。
- 2 県外の建築士事務所で建築構造に関する能力・実績等の諸要件が1と同等と認められるもの。